

奥山大學が奉行を罷めてから追々役人が替つて

柴田外記朝義

古内志摩義如

原田甲斐宗輔

伊東新左衛門重義

など、云ふ者が奉行職即ち他家で云ふ家老になつた。此他

富塚内藏重信

と云ふ者も奉行になつた。其内で富塚と云ふ者は始終よわくて病身であつた爲にろくに勤めなかつたらしい。そして寛文六年を以てやめてしまつた。何んでも富塚が家老になつた時、五百石ばかりの加増を下されると云ふことであつた。然るに富塚はそれを受けない。奉行の職分は先祖から承はつた役目ゆゑ勿論勤めは致すが加増は戴きたくない。幼君御成長の上御直に下される御加増なれば有難く頂戴もしようが、御後見職よりの御沙汰に因つて加増などを頂くは濟まぬことである。と云つて何うしても受けなかつたと云ふことであつた。これは奥山大學の政事をしてゐた頃の事である。伊東新左衛門重義は里見十左衛門と一所に奥山大學を弾劾した程の男であるから中々氣象も勝れて居つたが、これも家老になれとの沙汰があつた時に容易に御受けしなかつた。其所で兵部少輔右京亮の兩人からしきりに勧めた。これは兵部少輔が伊東の人物に敬服して居て、それでしきりに役人になることを勧めた譯ではあるまい。唯家中の本身であつたので人望もあるし、やかましまであつたから、役人にしないで遊ばせて置くと色々面倒な事を言出して當

職しよくのものが難儀すると云ふので、無理に引ひびり出して口を塞ふさがせようとしたのであらう。伊東の方でも其事情は心得て居るから、左様に達たつて御勸めになるならば不肖ながら老臣の列を汚しても致さうが、しかしそれにしては斯様々々の事だけは是非共御兩所に於て御承引しやういんになりたい、それを御聞き届けになるならば仰おほせの旨に従はうと云つて箇條書を出した。これは今の政治せいじのする條件を提出すると云ふに同じことである。いつの世でも同じ様な事のあるものと見える。扱さて其箇條書の趣旨は第一に、御後見御兩所本家の爲めに生命を抛なげ御骨折こほねをりを願ひたい。たとへば賤よしきもの、申ま條なりとも御本家の爲めになることなれば篤かたく御聽き入れあつて善惡の判断ありたきこと。第二に御家の爲めとあれば格別の事なれども、別段御家の事にかゝはりなく、唯御兩所の御存分丈おんぞんぶんにて家中諸士の進退をなされ候事御無用になされたきこと。若し佞者ねいじやありて御兩所の機嫌を伺ひ御銘々の御爲めになり候様のこと申上候とも、斯様なるものは御兩所御自身の仇あだと思召めさるべきこと。第三に御兩所の御仲睦おんなかむつましく幾久いくひさしく御家の爲めに御忠節を盡されたきこと、云ふのであつた。此處には御兩所とはいつてあるが、其實そのじつ兵部少輔一人に釘を打つたのである。兵部少輔も面倒なことを云ふ男であるとは思つたが、此男を老臣にしなければ家中の折をり合も悪わるいから止むを得ず成程尤もな次第であると云つて、右京亮と兩人申合はせて言はるゝ所一々心得たと云ふ誓書せいしょを送つた。それから伊東も老臣になつたが、此人は仙臺桃生郡深谷小野に在つて知行二千六百七十石をもらひ家格かかくは着座ちやくざであつて、家老になつたのは寛文三年五月であるが、同二年から病氣にかゝつて居て、同三年九月に歳三十三で死んでしまつた。是こゝに於て奥山大學の引込んだ後は古内と柴田と原田との三人の國老こくろうが茂庭周防の下で萬事を切廻きりまはすことになつたが、茂庭は前に記す通り病死した。三人のうち柴田は萬治三年に歳二十四で國老になつたのであるから、

一 着座 仙臺藩の家格の一。二十八家あり、奉行職に就任した家臣が興へられる家格とされる。

奥山の時分から居残つた人で寛文三年には二十七である。此三人の外に大條監物おほえだけんもつなども以前から居残つた古い家老の一人にんであつた。古内と原田とは茂庭周防が再勤さいきんした後の新役であつて、古内はまた原田よりも後おくれて國老になつた。古内は元は評定役であつたのが、寛文六年五月に國老となつた。